



報 道 発 表

平成22年11月24日
財務省東北財務局

キャッシュカード盗難等被害の発生状況等について

東北財務局では、キャッシュカード盗難等の被害について、管内地域金融機関からの報告をもとに、被害発生状況を取りまとめましたので公表します。

また、東北財務局では、最近、管内において金融庁や警察等の職員の名を騙ってキャッシュカードを詐取するような新たな手口が急増するなど、キャッシュカード盗難等被害が拡大している現状を踏まえ、管内地域金融機関に対し、キャッシュカード盗難等被害の未然防止・拡大抑制のため、営業職員等による預貯金者への注意喚起、生体認証カードへの切替えの促進等について、より一層の取組を図るよう要請しております。

※ 管内地域金融機関とは、東北管内に本店を有する地域銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信用農業協同組合連合会及び信用漁業協同組合連合会をいう。

(問い合わせ先)
東北財務局 理財部 金融監督第一課
電話 022-263-1111 (3056、3078)

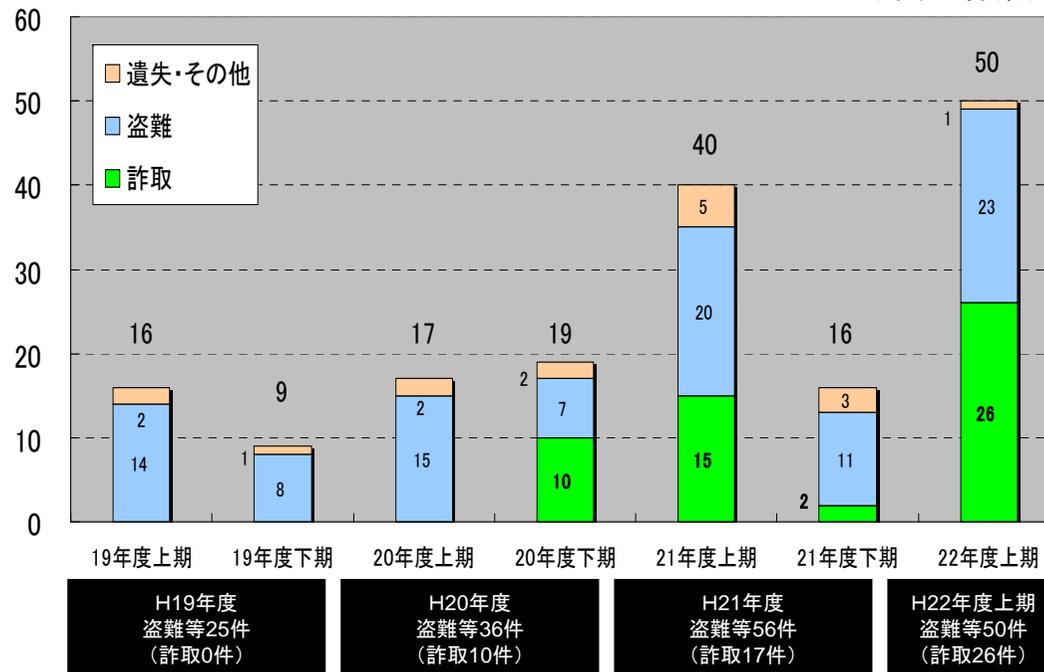
管内におけるキャッシュカードの盗難等被害件数について

- 22年度上期のキャッシュカードの盗難等被害件数は50件となっており、21年度下期（16件）に比べ3倍以上の発生件数となっているほか、21年度上期（40件）も上回る件数となっている。
- 特に、金融庁や警察の職員等の名を騙ってキャッシュカードを詐取する手口が22年度上期に26件発生しており、21年度下期（2件）に比べ急増し、21年度上期（15件）も大幅に上回る件数となっている。

(単位:件数)

	19年度		20年度		21年度		22年度
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期
盗難等	16	9	17	19	40	16	50
詐取	0	0	0	10	15	2	26
盗難	14	8	15	7	20	11	23
遺失、その他	2	1	2	2	5	3	1

(単位:件数)



(注1)「上期」は4月～9月、「下期」は10月～3月。

(注2)東北管内地域金融機関に対して報告を求めている50万円以上のキャッシュカード盗難等(詐取、盗難、遺失等)被害件数を集計。

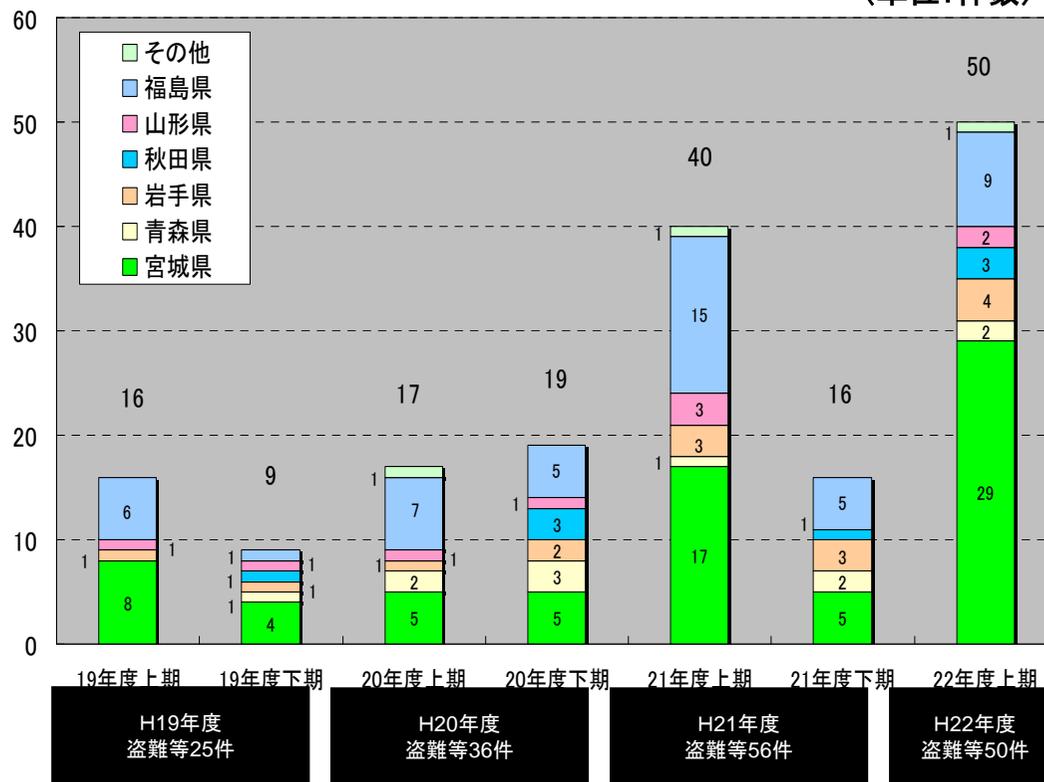
各県別のキャッシュカードの盗難等被害件数について

○ 22年度上期のキャッシュカードの盗難等被害件数を各県別でみると、宮城県での発生件数が29件と最も多くなっており、21年度下期（5件）に比べ急増し、21年度上期（17件）も大幅に上回る件数となっている。

(単位:件数)

	19年度		20年度		21年度		22年度
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期
盗難等	16	9	17	19	40	16	50
宮城県	8	4	5	5	17	5	29
青森県	0	1	2	3	1	2	2
岩手県	1	1	1	2	3	3	4
秋田県	0	1	0	3	0	1	3
山形県	1	1	1	1	3	0	2
福島県	6	1	7	5	15	5	9
その他	0	0	1	0	1	0	1

(単位:件数)



(注1)「上期」は4月～9月、「下期」は10月～3月。

(注2)東北管内地域金融機関に対して報告を求めている50万円以上のキャッシュカード盗難等(詐取、盗難、遺失等)被害件数を集計。

(注3)「その他」は、管外で発生したもの。

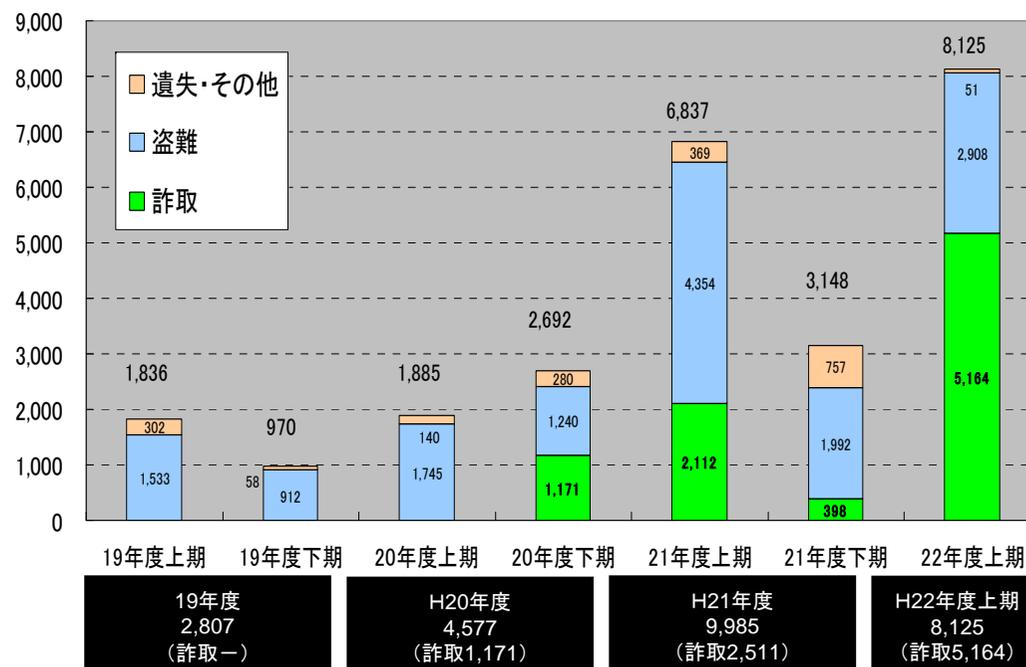
キャッシュカードの盗難等による被害額について

- 22年度上期のキャッシュカードの盗難等による被害額は8,125万円となっており、21年度下期（3,148万円）に比べ2倍以上の額となっているほか、21年度上期（6,837万円）も上回る額となっている。
- 特に、キャッシュカードの詐取による被害額は、22年度上期で5,164万円となっており、21年度下期（398万円）に比べ急増し、21年度上期（2,112万円）も大幅に上回る額となっている。

(単位:万円)

	19年度		20年度		21年度		22年度
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期
盗難等	1,836	970	1,885	2,692	6,837	3,148	8,125
詐取	—	—	—	1,171	2,112	398	5,164
盗難	1,533	912	1,745	1,240	4,354	1,992	2,908
遺失、その他	302	58	140	280	369	757	51

(単位:万円)



(注1)「上期」は4月～9月、「下期」は10月～3月。

(注2)東北管内地域金融機関に対して報告を求めている50万円以上のキャッシュカード盗難等(詐取、盗難、遺失等)被害額を集計。

キャッシュカードを詐取する手口の一例

手口①

- ・ 警察を名乗る男より、「近辺で不正引出しが発生し、あなたも被害に遭っている。金融庁の担当者から電話があるので待っていてほしい。」との電話があった。
- ・ その後間もなく、金融庁職員を名乗る男より、「あなたの口座から不正に引き出された。キャッシュカードを使用できなくなるので、担当者がキャッシュカードを預かりに伺う。」との電話があり、通話中に、金融庁職員を名乗る男が訪問しカードを渡した。
- ・ その後、警察を名乗る男より、「明日10時に自宅に訪問し、被害届出の手続きを行うので、待っているように。」との電話があった。

手口②

- ・ 警察を名乗る男より、「口座から不正に引出しがされている。被害額については金融庁で後日補償する。金融庁職員を自宅へ向かわせるので、キャッシュカードを渡してほしい。暗証番号を変更する必要がある。」との電話があり、暗証番号を教えた。
- ・ その後、金融庁職員を名乗る若い男が来訪したので、キャッシュカードを渡してしまった。

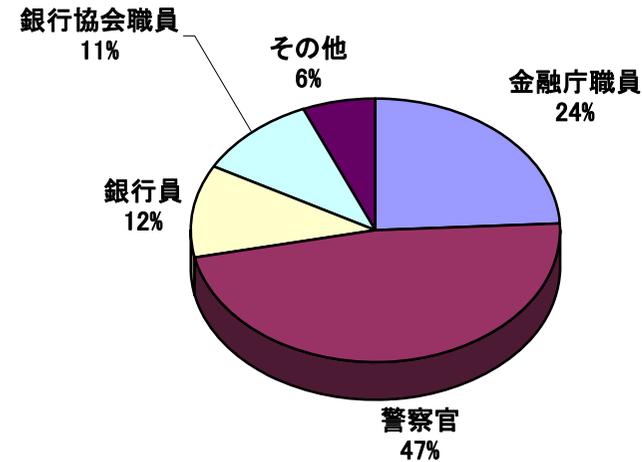
手口③

- ・ 自宅に裁判所職員を名乗る男より、「あなたの口座が振込め詐欺の口座に利用されており、被害者から支払命令が出されている。」との電話があった。預金者は心当たりがないと答えたところ、「県警に連絡します。折返し電話がありますのでお待ち下さい。」との話があった。
- ・ 間もなく、警察を名乗る男より、「詐欺の犯人が捕まり、あなたの通帳が出てきたので、捜査のため警察と銀行協会にあなたが今所持しているキャッシュカードを登録する。これからキャッシュカードを取りに伺うので、口座番号と暗証番号を教えてください。また、悪用されないようにキャッシュカードをICカードに変更するので、新しい暗証番号も教えてください。」との電話があり、暗証番号を教えた。
- ・ その後、警察を名乗る男が預金者自宅に来訪したため、キャッシュカードを渡してしまった。

手口④

- ・ 自宅に警察を名乗る男から「振込め詐欺グループが逮捕され、押収された通帳の中にあなた名義の通帳がある。あなたの個人情報が漏れている疑いがあり、指紋認証カードに換えたほうが良い。銀行協会には警察から連絡するので、後程連絡がある。」との電話があった。
- ・ その後、自宅に銀行協会職員を名乗る男から電話があり、所持している通帳の冊数、銀行名、支店名、口座番号およびキャッシュカード発行の有無を聞かれた後、「近くを巡回している者が訪問するので、通帳とキャッシュカードを渡してください。」と依頼を受けたため、直後に訪問した男にキャッシュカードを渡し、暗証番号を教えた。その際、男は身分証明書らしきものを呈示し、預り証を交付していった。

キャッシュカード詐取被害において犯行グループが騙った者 (被害額50万円以上)



※ 19年4月以降、詐取被害として当局に報告のあった53件を集計。

東北管内におけるキャッシュカードの盗難等被害発生件数

(単位:件)

	H19年度					H20年度					H21年度					H22年度		
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月		4月～6月	7月～9月	
(参考)全国	1,332	1,361	1,403	1,197	5,293	1,220	1,302	1,297	1,206	5,025	1,345	1,509	1,752	1,237	5,843	1,316	(注)	1,316
うち東北	30	29	19	20	98	26	39	44	31	140	40	43	41	28	152	51	56	107
うち50万円以上の被害件数	6	10	6	3	25	8	9	9	10	36	24	16	7	9	56	26	24	50
詐取	0	0	0	0	0	0	0	4	6	10	10	5	2	0	17	10	16	26
盗難	6	8	6	2	22	6	9	5	2	22	10	10	4	7	31	16	7	23
遺失、その他	0	2	0	1	3	2	0	0	2	4	4	1	1	2	8	0	1	1
宮城	4	4	2	2	12	2	3	2	3	10	7	10	4	1	22	14	15	29
青森	0	0	1	0	1	1	1	2	1	5	1	0	2	0	3	1	1	2
岩手	0	1	1	0	2	1	0	0	2	3	3	0	0	3	6	3	1	4
秋田	0	0	1	0	1	0	0	0	3	3	0	0	0	1	1	1	2	3
山形	0	1	0	1	2	1	0	1	0	2	2	1	0	0	3	2	0	2
福島	2	4	1	0	7	2	5	4	1	12	10	5	1	4	20	5	4	9
その他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	1	1

(注1)「全国」のうち「22年度7月～9月」の計数は、金融庁において集計中。

(注2)「その他」は、管外で発生したもの。

東北管内における盗難等キャッシュカード被害額(被害額50万円以上)

(単位:万円)

	H19年度					H20年度					H21年度					H22年度		
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月		4月～6月	7月～9月	
東北	490	1,345	659	311	2,807	820	1,065	1,760	931	4,577	4,664	2,172	1,678	1,469	9,985	4,080	4,044	8,125
詐取	-	-	-	-	-	-	-	635	535	1,171	1,240	872	398	-	2,511	1,809	3,355	5,164
盗難	490	1,042	659	253	2,446	680	1,065	1,125	114	2,985	3,104	1,250	780	1,212	6,347	2,271	637	2,908
遺失、その他	-	302	-	58	360	140	-	-	280	420	319	50	500	257	1,126	-	51	51

あなたの預金が狙われています！

最近、金融庁や警察等の職員を装い、「あなたの預金口座が不正利用されている」などと偽りの内容を告げ、キャッシュカードをだまし取り、現金を引き出す詐欺事件が多発しています。

金融庁の職員はもとより、他人が、

キャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞き出すことは絶対にありません！！

ので、上記のような不審な連絡等については十分ご注意ください。

このような電話や訪問を受けた場合には、**東北財務局**若しくは最寄りの**警察**に情報提供をお願いします。

犯罪グループの手口は巧妙化しています。
ご家族、お友達にも教えてください。



問い合わせ先
東北財務局 理財部 金融監督第一課
電話 022-263-1111(代表) 内線3078、3063